

介護保険施設における「日常生活に要する費用の取扱いについて」

※下記は、「通所介護等における「日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の内容を説明するものです。

平成24年12月 船橋市 高齢者福祉課

(1) 介護保険法に基づく設備運営基準の省令では、施設が介護保険の給付対象となる利用料のほかに利用者から支払いを受けてよい費用について、下記のように定められています。

介護保険給付対象の利用料（1割負担分）のほかに利用者から徴収できる費用

指定介護老人福祉施設

設備運営基準省令（第9条第3項）

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 居住に要する費用
- ③ 入所者が選定する特別な居室の提供費用
- ④ 入所者が選定する特別な食事の提供費用
- ⑤ 理美容代
- ⑥ ①～⑤のほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

介護老人保健施設

設備運営基準省令第11条第3項

- ① 食事の提供に要する費用
- ② 居住に要する費用
- ③ 入所者が選定する特別な療養室の提供費用
- ④ 入所者が選定する特別な食事の提供費用
- ⑤ 理美容代
- ⑥ ①～⑤のほか、指定保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要になるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

※指定介護老人福祉施設設備運営基準省令…「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）

※介護老人保健施設設備運営基準省令…「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第40号）

(2) 前頁表のうち⑥(下線部)の費用は「その他の日常生活費」と呼ばれ、その基準が国通知により下記のとおり示されています。

「その他の日常生活費」の趣旨とは？

入所者又はその家族等の自由な選択に基づき、施設がサービス提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費のことです。

ポイント1：入所者（又はその家族等）の選択制であること

ポイント2：サービスの提供と関係のある費用であること

!

保険給付の対象外の費用でも、サービス提供と全く関係がない費用（入所者の個人の嗜好品の代金など）はこれに入りません。

!

「選択制」なので、入所者全員から一律に徴収することはできません。

「その他の日常生活費」を受領してよい基準とは？

徴収にあたっては、以下の基準が遵守されなければならないとされています。

ルール1：保険給付の対象となるサービスと重複していないこと

ルール2：あいまいな名目でないこと

**ルール3：入所者（又はその家族等）の自由な選択に基づくものであること
また、事前に十分な説明を行い、同意を得てあること**

ルール4：実費相当額の範囲内であること

ルール5：内容と額（※）を運営規程で定めておかなければならず、重要事項として施設の見やすい場所に掲示すること。

（※額が変動する性質のものの場合は「実費」という記載でも可）

!

「ルール2」の「あいまいな名目」による費用とは「お世話料」「管理協力費」「共益費」「施設利用補償金」といった内容が明確でない費用のことを言います。

!

「ルール3」の「同意」は書面にてもらうことが必要です。

では、その具体的な範囲が何かということについても、通知で下記のように示されています。

「**その他の日常生活費**」の具体的な範囲とは？

介護福祉施設サービス(指定介護老人福祉施設)、介護保健施設サービス(介護老人保健施設)については、下記のように定められています。

- ①入所者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
- ②入所者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用
- ③健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）
- ④預り金の出納管理に係る費用
- ⑤私物の洗濯代（介護老人保健施設のみ。指定介護老人福祉施設では徴収不可）

① 「**身の回り品として日常生活に必要なもの**」とは？

○一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（入所者個人の日用品）のことです。

○入所者等の希望を確認した上で提供するもので、施設がすべての利用者に対し一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められません。

「身の回り品として日常生活に必要なもの」の具体例
歯ブラシ、シャンプー、タオル、化粧品など

!

同じ物品でも提供方法により徴収不可となります。

施設が単価を明示し、
利用者個人の
希望に応じて提供する
⇒○徴収可

施設で入所者全員に同じ
ものを一律に提供し、全
員から同一金額を徴収
⇒×徴収不可

② 「教養娯楽として日常生活に必要なもの」とは？

○施設がサービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料等のことです。

○これも①と同様にすべての入所者に一律に提供される教養娯楽に係る費用を徴収することは認められません。

「教養娯楽として日常生活に必要なもの」の具体例

- ・習字、お花、絵画、刺繍等の任意のクラブ活動等の材料費

⇒○徴収可

- ・作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動の費用
- ・入所者等が全員参加する定例行事の費用

⇒×徴収不可

！
全員参加の行事に係る費用は徴収できません。

(3) 個人の嗜好に基づくもので、サービス提供とは関係のない費用については、その実費を「その他の日常生活費」とは区別される「サービスの提供とは関係のない費用」として別で実費を徴収することが可能です。

【「サービスの提供とは関係のない費用」の例】

- ・入所者の個別の希望に応じて、施設が入所者の代わりに日用品を立て替え払いして購入し、入所者から徴収するその分の実費
- ・個人の嗜好品、贅沢品
- ・個人専用の家電製品の電気代
- ・コインランドリー利用料
- ・入所者に代わって施設が購入する新聞、雑誌等の代金
- ・利用者個人の趣味活動等に施設が提供する材料費
- ・希望者を募り実施する旅行等の代金 など

【Q&A】

※問1～4：厚生労働省Q&A　　問5以降：市内施設からの問い合わせ回答

問1 施設において褥そう防止用にエアマットを使用した場合、その費用を利用者から徴収できるか。

答：エアマットは利用料に含まれる施設サービスとして利用者に供するものであり、徴収することはできない。（平成13年3月28日 厚生労働省老健局振興課 事務連絡「運営基準等に係るQ&A」）

施設で要介護者への介護サービス提供のために必要な車椅子、エアマット、防水シーツ、体位変換用クッション、センサーマットその他各種福祉用品等の費用は、保険給付に含まれるものとして、利用者から個別に徴収することはできません。
また、エアマットの電気代も徴収することはできません。

問2 おむつパッド代の徴収は可能か。

答：「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）及び「介護保険施設等におけるおむつ代に係る利用料の徴収について」（平成12年4月11日老振第25号・老健第94号厚生省老人保健福祉局振興課長、老人保健課長連名通知）において、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の入所者等並びに短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用者のおむつに係る費用は保険給付の対象とされていることからおむつに係る費用は一切徴収できないものとされており、したがって、おむつパッド代も徴収できない。ただし、通所系サービス、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護にあってはこの限りではない。（平成13年3月28日 厚生労働省老健局振興課 事務連絡「運営基準等に係るQ&A」）

おむつに係る費用は「おむつカバー代」「おむつパッド」「おむつの洗濯代」「おむつ処理料」等、一切徴収できません。

問3 施設がその他日常生活に係るサービスの提供としてテレビをリースする場合に、テレビの使用に伴う電気代を含めてリース料を設定してもよろしいか。

答：差し支えない。（平成13年3月28日 厚生労働省老健局振興課 事務連絡「運営基準等に係るQ&A」）

問4 人工肛門を造設している入所者又は入院患者のストマ用補装具について、入所者又は入院患者からその実費を徴収できるか。

答：その他利用料として実費を徴収して差し支えない。（なお、障害者施策で給付される場合があるので、市町村への相談に便宜を図る等、適切に対応されたい。）（平成12年5月15日 厚生労働省老健局老人保健課 事務連絡「介護報酬等に係るQ&A No.3」）

問5 施設で入所者全員を対象として行う行事費用は施設側の負担とのことだが、それなら行事を実施しないこととしてよいのか。

答：設備運営基準上、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う旨の規定があるため、保険給付の中で本来実施すべきものであり、全く実施しないということはサービス提供上適切ではない。

（根拠）

※指定介護老人福祉施設設備運営基準省令…「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）第16条

※介護老人保健施設設備運営基準省令…「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第40号）第21条

問6 施設内で行った行事等で撮影した写真を、単価を設定し販売することは可能か。

答：サービス提供とは直接関係のない費用として、実費を徴収可能である。

問7 入所者全員から、石鹼・シャンプー・ティッシュ・ウェットティッシュ・トイレットペーパー・おしぶり・タオル、バスタオルなどの日用品の費用について、毎月定額を一律徴収することは可能か。

答：これらの品については、①すべての入所者に一律的に同じものを提供している、又は②浴室、トイレ、洗面台等の共用設備に置いているものであれば、その費用は本来施設側で負担すべきものであって、入所者から徴収することはできない。

個人の希望及び選択により提供した日用品の実費を適宜徴収することは可能。

問8 入れ歯洗浄剤の費用を入所者から徴収してよいか。

答：施設が一元管理して入れ歯を同じ種類の洗浄剤で消毒しているのであればその洗浄剤の費用を個別に徴収することはできない。入所者個人より「どうしてもこのメーカーのものがいい」というような希望があり、当該個人の入れ歯にのみ使用する洗浄剤を購入する場合は、その実費を徴収可能。

問9 ボックスティッシュについて希望があれば1箱50円で販売しているが、差し支えないか。

答：施設が共用設備に置くティッシュや、全入所者に一律的に提供するものであれば徴収できない。個人の個別の希望により身の回り品として提供するのであれば、その実費を提供の都度徴収することは可能。

問 10 共用の浴室に置くシャンプーやリンスの代金を入所者から一律的に徴収することは可能か。

答：施設が共用設備に置く消耗品等の費用を入所者から一律徴収することはできない。

問 11 夏季のタオルケットの費用を入所者から徴収することは可能か。また、寝具を家から持ってくるように言うことは可能か。

答：寝具は介護サービスを提供する上で必要なものであるため、その費用を入所者から徴収することはできない。また、寝具類は施設側で用意すべきものであって、入所者に強制的に持参させるものではない。

問 12 入所者の水分補給のための清涼飲料水や経口補水液等の代金を入所者から徴収したり、又は現物を入所者家族に持参させることは可能か。

答：入所者の水分補給は施設の介護サービスを提供する上で必要なことであるので、当該費用は施設側で負担すべきものであり、入所者に費用負担せたり、家族に持参させたりすることはできない。

問 13 入所者のおむつ交換の際に施設職員が使用する使い捨て手袋の代金を、入所者から徴収することは可能か。手袋の箱は入所者ごとに購入している。

答：入所者のおむつ交換の際に施設職員が使用する手袋は、介護サービスの提供上必要な消耗品の費用であって、介護給付費の中に含まれる費用であり、入所者から徴収することはできない。